

経理の窓



平成20年7月1日号

暑中お見舞い申し上げます

今月の税務	法人税 個人 地方	： 5月決算法人の確定申告と納付 ： 所得税（第1期分）の納付 ： 固定資産税と都市計画税の第2期分の納付
-------	-----------------	---

平成20年4月1日以後に契約を締結するリース取引について

平成19年度の税制改正により、リース取引については、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引の契約は、売買契約とみなされ「リース資産」とされ、「リース期間定額法」が適用されることとなりました。

中小事業者（単体申告の法人）については、賃借人が賃貸料として損金経理をした場合は、その金額は、償却費として損金経理をした金額に含まれるものとされていますので、賃貸処理であっても、原則として、申告調整も不要です。

平成20年4月1日以後に締結するリース取引の借り手の消費税の取り扱いが、経理処理が売買処理か賃貸処理かに関わらず、「物件の引渡し時に資産の譲渡が行われた」ものとして仕入に係る税額控除を行うことになりました。

つきましては、いままでリース契約により資産をリースした場合、「リース料」又は「賃貸料」として、会計処理をしていましたが、平成20年4月1日以後に締結するリース取引の会計処理の方法が、変更になります。

【変更後の会計処理の例】

月額 52,500円（内消費税2,500円） リース期間 5年60回払い
総額 315万円（内消費税15万円）

	会 計 処 理		(税抜経理)	
取引開始時	(リース資産)	300万円	／ (長期未払金)	315万円
	(仮払消費税)	15万円		
支払時	(長期未払金)	52,500円	／ (現金預金)	52,500円
決算時	(減価償却費)	60万円	／ (リース資産)	60万円

ご用意いただきたい資料は、1. リース取引の契約書 と 2. リースの返済計画書 です。

固定資産関係の法改正の内容

■減価償却制度の法定耐用年数区分の大幅簡素化

- ・法定耐用年数について、機械及び装置（耐用年数表第二）を中心に実態に即した使用年数を基に資産区分を整理し、法定耐用年数の見直しが行われました。この取り扱いは、新たに取得する資産に限らず、既存資産を含め適用されます。

適用時期 : 平成20年4月1日以後に開始する事業年度

- ・法定耐用年数の短縮特例について、納税者の事務負担に配慮し、本特例の適用を受けた減価償却資産と同一の他の減価償却資産の取得をした場合等には、改めて承認申請することなく、変更点等の届出により短縮特例の適用を受けることができることとされました。

■少額減価償却資産の特例の延長

- ・中小企業者等の少額減価償却資産の特例を認める制度の適用期限が平成22年3月31日まで、2年延長されました。

法人事業税の税率の引き下げ、地方法人特別税の創設

■法人事業税（所得割及び収入割）の税率が改正されます。

適用時期 : 平成20年10月1日以後開始する事業年度

普通法人の所得割の標準税率

所得金額	資本金 1 億円超		資本金 1 億円以下	
	改正後	現 行	改正後	現 行
年400万円以下	1.5%	3.8%	2.7%	5.0%
年400万円超800万円以下	2.2%	5.5%	4.0%	7.3%
年800万円超及び精算所得	2.9%	7.2%	5.3%	9.6%

特別法人の所得割の標準税率、電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の標準税率は、省略させていただきます。

■法人事業税を分離し、地方法人特別税が創設されました。

法人事業税（所得割または収入割）の納税義務者に対し、法人事業税（標準税率により計算した所得割額または収入割額）を課税標準として課税されます。

適用時期 : 平成20年10月1日以後開始する事業年度

税率

付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	148%
所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	81%
収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率	81%

改正後の法人事業税と地方法人特別税を合計した税額は、改正前の法人事業税の税額と同じになります。